

先送りにしていませんか？



# 相続無料相談会

遺言 納税 終活 争続

節税対策 生前贈与 遺産分割

- ・相続税がどのくらいかかるか分からないので不安・・・
- ・親族間でトラブルにならないか心配・・・
- ・なんとなく考えてはいるけど、何から手をつけたらよいか・・・

心配や悩みは人それぞれです。この機会に是非私どもにご相談下さい！

(参加人数は自由ですので、是非ご家族など大切な方と一緒にお願いします。)

詳細は裏面を  
ご覧下さい

TEAMyoko-soは組織力と専門家の揃った幅広いネットワークを活かしてお客様をトータルでサポートいたします。是非、相続について一緒に考えさせてください！

●日時 2018年 **5/17**(木)

完全予約制となっております。  
お早めに申し込み下さい。

●会場 横浜総合事務所 会議室

●定員 各時間帯2組 (定員になり次第締め切ります)

●時間 10:00～10:50、11:00～11:50、13:00～13:50  
14:00～14:50、15:00～15:50、16:00～16:50

TEAMyoko-so  
お客様限定

FAX : 045-641-2506

このままFAXでお流しいただくか、

MAIL : [client\\_liaison@yoko-so.co.jp](mailto:client_liaison@yoko-so.co.jp) 左記にメールにてお送り下さい。

■お申込み

フリガナ			希望時間	
御名前			<input type="checkbox"/>	10:00～10:50
			<input type="checkbox"/>	11:00～11:50
			<input type="checkbox"/>	13:00～13:50
御住所	〒 —	<input type="checkbox"/>	14:00～14:50	
		<input type="checkbox"/>	15:00～15:50	
		<input type="checkbox"/>	16:00～16:50	
TEL	—	—	FAX	—
MAIL	@			
参加者				

受講票はメールにて送付いたします。メールアドレスをお持ちでない方には上記住所へ郵送いたします。

お問合せ:税理士法人横浜総合事務所 <http://www.yoko-so.co.jp/> 担当:土屋・濱崎 TEL:045-641-2505



## ケーススタディ

### 『ウチは大丈夫だろう』が1番危険！

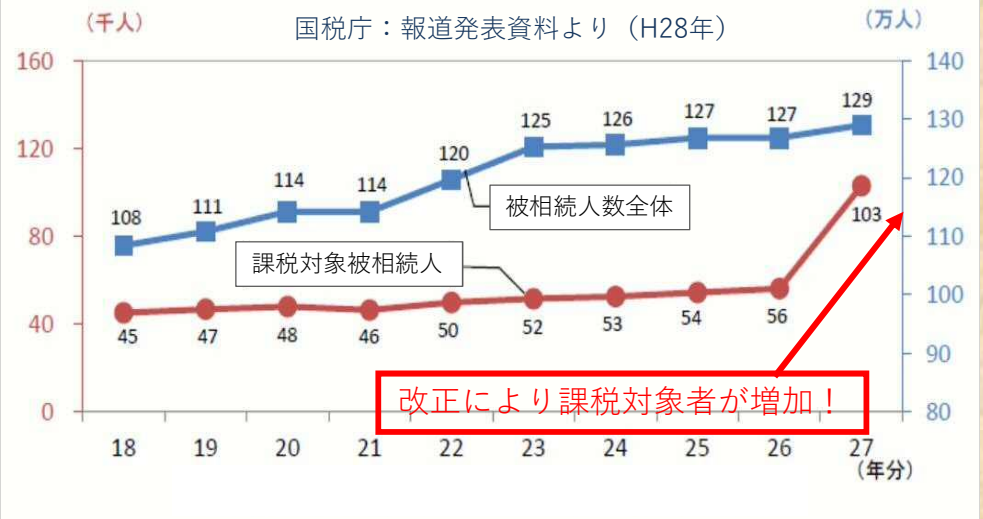
- ・大きな財産は持ち家だから大丈夫！・・・【ケース1】
- ・ウチは争うほどのお金はないから大丈夫！・・・【ケース2】
- ・まだまだ元気だから今は相続のことは大丈夫！・・・【ケース3】

#### 【ケース1】大きな財産は持ち家だけでも・・・

平成27年の改正により、相続税申告対象者が以前の約2倍となっています。首都圏に持ち家があるだけで、相続税が発生する可能性があります。

#### ★そんな方におすすめ 相続シミュレーション

相続の申告が必要か、納税の可能性があるか事前に確認することができ、生前対策を考えるきっかけになります。



#### 【ケース2】争うほどのお金はないと思っても・・・

裁判所で争われる遺産分割案件は相続財産が少ないほど発生しています。相続財産5,000万円以下で全体の75%を占めています！！

#### ★そんな方におすすめ 遺言書の作成

遺言書の作成により、残されたご家族への「思い」を伝えることができます。また財産整理のきっかけとなります。

#### 相続財産別の紛争の割合（H27）



最高裁判所：司法統計年報より（H27年）

#### 【ケース3】まだまだ元気だと思っても・・・

人生はいつ何が起こるかわかりません。とくに共有不動産などをお持ちの方は、事故や病気などで不動産を売却できなくなってしまう場合があります。もしもの場合にどうするか。元気な時に対策しておく事が、笑顔で相続を乗り切る秘訣だといえます！！ **是非、私どもの相談会をご活用下さい！**